高圧ガス保安法改正に係わる正誤表(2025改)

正誤表 2025

講習テキスト2024版の修正点と運用上の注意(A4·表面要点)

改正対象:一般則·液石則/出典:講習テキスト P47·P53·P93·P94·P98(抜粋)

今回の改正では、点検の頻度表現が「設備の態様に応じた点検」へ統合され、また 不活性ガスと危険物 の混載範囲 が見直されました。旧テキストの記述のまま運用すると、実務判断を誤るおそれがあります。 現場指導・社内手順の更新をお願いします。

重要改正ポイント(一覧)

該当 ページ	改正前(抜粋)	改正後(抜粋)	主な変更点
P47 / P94	使用開始・終了時の点検+	消費するガスの種類・設備の態様に応じて、	点検の柔軟化
	1日1回以上の作動状況点検	当該消費設備の属する施設の異常の有無を点検	頻度の画一表現を削除
P98	開始・終了時点検の明示 +	設備の態様に応じて施設の異常の有無を点検	簡素化
(液石則)	1日1回以上の作動点検		「開始・終了」の明示削除
P53 / P93	不活性ガス×危険物: 第四類の一部のみ例外的に混載可	不活性ガスの充塡容器等(120L未満) ⇔消防法の危険物(全般)との混載可 ※他のガスは従前の例外規定を維持	混載範囲拡大 (不活性ガス)

※ 例示基準「49. 設備の点検・異常確認時の措置」の基本構造(使用開始/終了時点検・運転中点検の考え方)は改正 前後で変更なし。

P47〔本文 高圧ガスの規制と保安 P32~〕

- f) 使用開始時と終了時の異常の点検、一日一回以上の消費設備の作動状況を点検*2
- に係わる解説部分を以下のように訂正します(赤字部分を追加)。
- *2 規則の記載は、24時間稼働の設備なども勘案し、「当該消費設備の属する消費施設の異常の有無を点検」となった(2025.04)。 点検によって異常が認められたら、当該設備の補修その他危険を防止する措置を講じる。

消費の点検改正 運用上の留意点:

例示基準49より

- 「1日1回以上」の画一表現に頼らず、設備の態様・リスクに応じた点検計画に更新する。
- 24時間稼働設備では、交替時の巡視方法、遠隔監視ログの確認、異常時の即応体制を整備する。
- 点検計画は保全・保安部門等と事前協議のうえ作成し、使用するチェックリストや指示・報告系統を明確化する。
- ●「ドローン、ロボット、センシング、AI 等を使用する場合」などについても触れられているので、詳しくは例示基準を参照すること。

移動の混載改正:

改正前の分類表(p53)

混載可能な高圧ガス	混載可能な危険物
不活性ガス	第4類危険物
液化石油ガス又は圧縮天然ガス	(消防法では不活性ガスはすべての危険物と混載可能)
アセチレンガス又は酸素ガス	第4類危険物のうち第3、4石油類

改正対応の分類表



混載可能な高圧ガス	混載可能な危険物	
不活性ガス	すべての危険物	
液化石油ガス又は圧縮天然ガス	第4類危険物	
アセチレンガス又は酸素ガス	第4類危険物のうち第3、4石油類	

混載可否はガス種別·容器容量(120L未満)・危険物区分の組み合わせで再確認する。

旧記載のまま運用すると誤解を招くおそれがあります。本正誤表にて読み替えてください。

高圧ガス保安法改正に係わる正誤表(2025改)

詳細対照

新旧対照 巻末:高圧ガス関係法規制類(抜粋)の改正(変更)部分

消費の技術上の基準 点検の表現に係わる部分:

一般則 第六十条第一項第十八号(改正後)

改正後:十八 高圧ガスの消費は、消費するガスの種 類及び消費設備の態様に応じ、当該消費設備の属する 消費施設の異常の有無を点検し、異常のあるときは、当 該設備の補修その他の危険を防止する措置を講じてする こと。

一般則 第六十条第一項第十八号(改正前)p94

改正前:十八 高圧ガスの消費は、消費設備の使用開 始時及び使用終了時に消費施設の異常の有無を点検 するほか、一日に一回以上消費設備の作動状況につい て点検し、異常のあるときは、当該設備の補修その他の危 険を防止する措置を講じてすること。

液石則 第五十三条第二項第二号(改正後)

改正後:二 消費は、消費設備の態様に応じ、当該設 備の属する消費施設の異常の有無を点検し、異常のある ときは、当該設備の補修その他の危険を防止する措置を 講じてすること。

液石則 第五十三条第二項第二号(改正前)p95

改正前:二 消費は、消費設備の使用開始時及び使 用終了時に当該設備の属する消費施設の異常の有無を 点検するほか、一日に一回以上消費設備の態様に応じ 頻繁に消費設備の作動状況について点検し、異常のある ときは、当該設備の補修その他の危険を防止する措置を 講じてすること。

移動の技術上の基準 混載に係わる部分:



一般則第五十条第一項第六号イ(改正後)

改正後: イ 充塡容器等と消防法(昭和二十三年法 律第百八十六号) 第二条第七項に規定する危険物 (圧縮天然ガスの充塡容器等(内容積が百二十リット ル未満のものに限る。)と同法別表第一に掲げる第四類 の危険物との場合、不活性ガスの充塡容器等(内容積 が百二十リットル未満のものに限る。)と同法別表第一 に掲げる危険物との場合及びアセチレン又は酸素の充塡 容器等(内容積が百二十リットル未満のものに限る。) と同法別表第一に掲げる第四類の第三石油類又は第四 石油類の危険物との場合を除く。)

一般則 第五十条第一項第六号イ(改正前) p93

充塡容器等と消防法(昭和二十三年法 律第百八十六号)第二条第七項に規定する危険物 (圧縮天然ガス又は不活性ガスの充塡容器等(内容 積百二十リットル未満のものに限る。) と同法別表に掲げ る第四類の危険物との場合及びアセチレン又は酸素の充 塡容器等(内容積が百二十リットル未満のものに限 る。) と別表に掲げる第四類の第三石油類又は第四石 油類の危険物との場合を除く。)



その他、特段通常の高圧ガス消費等において直接の影響はないものの、以下のような改正があった。

容器則第二条第一項第十三号の六(追加)

十三の六 圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器 繊維強化プラスチック複合容器であつて、鉄道車両の燃料装置用として 圧縮水素を充塡するための容器(容器保護等装置を有するものにあつては、当該容器保護等装置を含む。)

容器保安規則に上記の追加があり、これに対応して一般則中、以下の条文に文言上の追加があった。

「圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器」関連

第六条第二項叉、第十八条第一項第二号、第十八条第一項第四号、第二十三条第一項第四号(★挿入)、第五十 条第二項、第五十五条第三項、第五十九条第一項

また、貯蔵、移動、消費の技術上の基準において、省令同様の安全性を経産相が認める場合の特例が明記された。

「経済産業大臣がこれと同等と認める」場合の特例 (一般則に追記があった条文)

第十八条・第二十二条・第二十三条(貯蔵の基準)、第四十九条・第五十条(移動の基準)、第五十五条(特定 高圧ガスの消費の基準)、第六十条(その他消費の基準)、第七十条第一項(保安担当者の選任)

その他、圧縮水素スタンド(製造設備)における液化水素の常用の圧力が八十二メガパスカル→九十三メガパスカル以下 に引き上げられ、ディスペンサーからの離隔距離が八メートルから八・五メートルに引き上げられた。